Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年3月28日

# 小名浜港の一部復旧について

小名浜港	きにおいては、	既に一部復	旧しています	すが、新た	に別紙のと
おり、一部	『復旧されまし	たので、おタ	ロらせします	<b>-</b> 0	

# お問い合わせ先

国土交通省 港湾局 海岸·防災課 災害対策室 課長補佐 高橋 秀彰 03-5253-8689 (直通)

### マスコミ公表資料

福島県小名浜港湾建設事務所 東北地方整備局小名浜港湾事務所 福島海上保安部

## 小名浜港の一部供用開始(追加)について

小名浜港では、津波被災後、平成23年3月16日に藤原ふ頭の第1、第2号の岸壁を供用しておりましたが、これまで、設備の復旧や航路の水深確認などを行い、関係機関による連絡調整の結果、平成23年3月28日15時より、下記のとおり大剣ふ頭に入港する船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、供用開始を行います。

記

- 1 大剣ふ頭第7号岸壁及び同第8号岸壁(公共ふ頭)
- 2 大剣ふ頭地区の専用岸壁(小名浜石油㈱)の2号危険物桟橋(B) 【条 件】
  - ・岸壁等使用が認められている船舶並びに港湾管理者及び港長が認めた 船舶とする。
  - 中央航路を航行経路とし、日中航行のみとする。

#### ※既に供用している岸壁

① 藤原ふ頭第1号岸壁及び同第2号岸壁 ただし、同岸壁の使用が認められた緊急物資輸送船舶、災害救助等に あたる船舶のみ。

中央航路を航行経路とし、原則、日中航行のみ。 夜間航行については港長が認めた船舶。

※港内には、漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在しています。

なお、29日(火)には、小名浜港では津波被災後初めてとなる、ガソリン を給油するタンカーが大剣ふ頭の公共ふ頭に入港する予定です。

また、引き続き、30日(水)には、小名浜石油㈱の専用ふ頭にガソリンを 給油するタンカーの入港が予定されています。

これにより、課題となっている燃料不足の問題解決が図れるものと期待されます。

#### 【問い合わせ先】

福島県小名浜港湾建設事務所 電話 0246-54-2111 (いわき市役所小名浜支所内)

東北地方整備局小名浜港湾事務所 電話 0246-54-7100 福島海上保安部 電話 0246-53-7112

